公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認

- •本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の 確認を実現。

2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、 不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、 民間認証事業者に限定。

3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口に支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。
- 5. 二重発行の禁止 電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。
- 6. 電子証明書の発行状況 平成19年9月末現在で、約27. 6万枚。

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面

- ◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能
- ◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適

運用面

- ◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績
- ◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート
- ◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能